報告第4号

専決処分事項の報告について(愛西市水道事業の設置に関する 条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、「愛西市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

- * 市長の専決処分事項の指定について
 - 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。



専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、 愛西市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、 専決処分する。

令和2年1月27日

愛西市長 日 永 貴



愛西市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

愛西市水道事業の設置に関する条例(平成17年愛西市条例第138号) の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。